

## 給与明細の読み方、マスターしてませんか？

ファイナンシャル・プランナー 福島えみ子

このところ、増税や電気料金・生活必需品の値上げなど、先行き思わず不安になるようなニュースを毎日のように目にするようになりました。そのような中、私達にできることといえば、やはり“先を見て備える”ということに尽きるのではないのでしょうか。今までのように誰かにおまかせ・なるようになるで、何とかなる時代ではなくなってきました。

そんな今日この頃、サラリーマンの方はまず手始めにお給与明細を把握することから始めてみませんか？給与明細をよく見たからってお給料が増えるわけでもなし・・・と、手取り額や残業手当は見るけれど他はあまりじっくり見たことがない、という人は結構多いのではないのでしょうか？

しかし、増税後の手取り金額を見て初めて“手取り額が減った”と実感するのではなく、予め自分でどれくらいの手取り額になりどれくらい変わってくるのか予測し、その対策を立てられるよう、また、社会保険についてもその変化を自分でとらえて将来の予測ができるよう、あらためてお給料明細の見方をおさらいしておきましょう！

下記は、扶養親族なし・40歳以上65歳未満・平均的給与で試算した給与明細書例です。

定例給与	¥350,000	健康保険料	¥20,881	所得税	¥10,410
時間外勤務手当	-	厚生年金保険料	¥30,510	住民税	¥24,700
<b>総支給給与額</b>	<b>¥350,000</b>	雇用保険料	¥1,577		
支給交通費	¥14,380				
住宅手当	¥30,000				
<b>総支給額</b>	<b>¥394,380</b>	<b>社会保険料等合計</b>	<b>¥52,968</b>	<b>諸控除合計</b>	<b>¥88,078</b>
		社会保険料控除後金額	¥327,032		
<b>差引現金支給額 ¥306,302</b>					

  

当月労働日数	労働時間数
18日	126時間
	内早出残業時間数
	割増125%
	0時間

### ■「給与（報酬）」の意味は所得税と社会保険で異なる！

社会保険料や税額を計算するとき、いわゆる給与や報酬に一定の割合を掛けて支払金額を算定します。したがってその「給与」がどのような額か、によって支払金額が変わってくる

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

わけですが、その給与や報酬の概念が源泉所得税と社会保険では異なることをご存じでしょうか？

具体的には、源泉所得税を算出するとき、先の給与明細書例でいえば、住宅手当は「給与所得」に含まれて計算されますが、支給交通費（通勤手当や通勤定期券）は含まれません。（ただし含まれないのは一定の限度額まで。1カ月あたり10万円までが目安）つまり、通勤交通費の多寡は源泉所得税額に影響を与えません。

ところが、社会保険の算出となると、この支給交通費は「給与」として計算に含まれます。通勤交通費が多くかかっている人と少ない人では社会保険料に差が出てくるといわけです。

#### ■健康保険料ってどうやって計算されているの？

社会保険である健康保険料は、各企業や業界毎の健康保険組合によってその料率は異なるおとがありますので、ここでは全国健康保険協会（協会けんぽ）の場合でご説明いたします。健康保険料は、前述の方法で出された給与や支給されるものの総額にあたる報酬月額金額幅により「標準報酬月額」というものが決定され、その額に一定の健康保険料率を掛けて求められます。現在、40歳以上65歳未満の人は「介護保険第2号被保険者」として、通常健康保険料率（9.48%）に介護保険料率（1.51%）が上乗せされた率（10.99%）で計算されます。40歳未満の人は通常健康保険料率が適用となります。なお、現在のところ毎年保険料は引き上げられています。

こうして算出された額を、事業主と被保険者で折半するのです。つまり、お給料から引かれている健康保険料は、算出保険料の半額というわけです。

#### ■厚生年金保険料は？

厚生年金保険も、報酬月額により定まる「標準報酬月額」を元に算出されます。こちらは介護保険第2号被保険者による料率の違いはなく、一般の被保険者の料率は「標準報酬月額」に料率16.412%（平成23年9月分から適用）を掛けて求められます（加入する厚生年金基金により異なります）。こちらも事業主と被保険者で折半となります。

#### ■では雇用保険料の計算方法は？

雇用保険に関しては、通勤交通費や住宅手当も含まれる「賃金総額」に、15.5/1000を掛けたものが雇用保険料となります。ただし、雇用保険料の負担については、事業主と折半ではなく、事業主9.5/1000、労働者6/1000の負担割合となり、労働者負担の金額がお給料から天引きされています。

#### ■毎月のお給料から引かれる源泉所得税の金額は？

それでは、天引きされる源泉所得税はどのようにして計算されているのでしょうか。

源泉所得税は、扶養控除や保険料控除、住宅借入金特別控除等の各控除を受ける条件が各人異なる

—コラムの無断転写・転載などを禁じます。—

ため、その年に納める税額（年税額）は年末調整時（人によっては確定申告時）に確定させますが、毎月の給与や賞与からの天引きは、所定の「源泉徴収税額表」によって行うこととなっています。そしてこの毎月源泉徴収される税額は、前述のようにして算定された給与額から、さらに社会保険料を控除した額から求めることとなります。この源泉徴収される所得税額は、「扶養親族等の数」により税額が異なってくるようになります。

表 （所得税法別表第二・月額表より）

その月の社会保険等控除後の給与等の金額		甲				
		扶養親族等の数				
以上	未満	0人	1人	2人	3人	4人
326,000	329,000	10,410	7,680	6,100	4,520	2,930

上記は前掲の給与明細例の給与金額に該当する税額表です。これを見ると、扶養親族なしのシングルや共働きの人と、1人でも扶養親族のいる人とでは結構所得税額が異なってくることに気づくことでしょう。

なお、気をつけるべきは、子ども手当との関係で、本年からこの「控除対象扶養親族」に年齢16歳未満の扶養親族を含まなくなったことです。（※ただし社会保険の扶養親族とは扱いが異なります。）16歳未満のお子さんがいらっしゃるご家庭では、この「扶養親族等の数」が減ったことで今年から手取り額が減っています。

#### ■住民税の金額は？

住民税に関してだけは、「前年の所得」をもとに課税されるということに注意する必要があります。つまり、転職などで今年のお給料が下がっているにもかかわらず、前年のお給料が高ければごっそり引かれて手取りが減ってしまう、ということもあり得るわけです。

住民税は、厳密に言うと、市町村民税と道府県民税にわかれています。さらには、前年の所得金額によって課税される「所得割」と所得金額にかかわらず定額で課税される「均等割」とがあり、この合算が給与から天引きされているのです。

ここまで、給与明細の各項目についてざっと見てきましたがいかがでしょうか？

給与から天引きされている税金や保険料、じつはそれぞれ異なるルールで計算されており、一見複雑なように見えますが、どのような計算方法で算出されているのかを知っておけば、社会保険の引き上げや増税のニュースにも自分である程度の予測が付き、家計を自分でコントロールしてゆくこともできます。

早速今からご自分の給与明細をご覧になってみませんか？